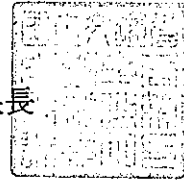


国自技第189号の2
令和2年1月21日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省
自動車局技術政策課長



競技用 0.22 インチ口径用ライフル実包の運送時の取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局等に周知しておりますので、お知らせいたします。

別紙

国自技第189号
令和2年1月21日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局技術政策課長 (公印省略)

競技用0.22インチ口径用ライフル実包の運送時の取扱いについて

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第71条、第149条及び第227条において、一定数量の火薬類を超えて運送する場合には、霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量8ℓ以上のものを備えなければならないとされている。

しかし、細目告示の前身となる道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）が規定された当時は想定されていなかったスポーツ射撃競技の普及がみられるところ、同競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が0.22インチ〔約5.7ミリメートル〕のもの。以下同じ。）の火薬量や使用実態などから、安全に運送できる実包の数等について総合的に検討した結果、当分の間、消火器を装備する要件について、以下のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

1. スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包に限り、8,000個以下を運送する場合にあっては、消火器の備え付けは不要とする。
2. スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包であって8,000個を超えて運送する場合にあっては、細目告示第71条、第149条及び第227条第2項第1号の表中「霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量が8ℓ以上のもの」を「霧状の強化剤を放射する消火器であって充てん量の合計が8ℓ以上であること」とすることができる。